

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例に
ついて

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年六月二十三日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「三十五人」を「三十人」に改める。

第七条に次の一項を加える。

5 第一項、第二項及び前項の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録証を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

附則第四項中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。

附則第八項の表附則第四項の項の前に次のように加える。

第七條第五項	第七條第一項の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者	特定理学療法士等
--------	-----------------------------------	----------

附則に次の一項を加える。

9 第七條第五項及び附則第七項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録証を有する者（第七條第五項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十六條に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第六十七條第五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第七項、第十九項又は第二十項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第七項中「この項において」を削り、「限つて」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の下に「（同条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、附則第十九項又は第二十項の規定により保育士とみなされる者及び同条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第二十一項中「法第十八條の十八第一項の登録を受けた者」を「第四十六條第一項に規定する保育士」に改め、「いい、」の下に「同条第三項、」を加え、「がない」を「がないもの」に、「第四十六條第二項」を「同条第二項」に改める。

附則中第二十三項を第二十四項とし、第二十二項を第二十三項とし、第二十一項の次に次の一項を加える。

22 第四十六條第三項及び附則第七項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正)

第三条 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第四条第一項及び第三項の表備考第一号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加え、同表備考に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を含む。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第四条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

第十一条及び第十二条第二項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第十項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第十二項ただし書中「第四条第三項の表備考第一号」を「同表備考第一号」に改める。

附則第十四項中「附則第十項」を「第四条第三項の表備考第五号及び附則第十項」に改め、

「者を」及び「当該」の下に「特定理学療法士等、」を加える。

附則に次の一項を加える。

15 第四条第三項の表備考第五号及び附則第十二項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年岐阜県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例」の下に「（次項において「新認定こども園認定条例」という。）」を加え、「及び第四号」を削り、「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に改め、「改正前の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する

条例」の下に「（次項において「旧認定子ども園認定条例」という。）」を加える。

附則第四項中「改正後の岐阜県幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「（次項において「新幼保連携型認定子ども園基準条例」という。）」を、「第四条第三項」の下に「（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を、「改正前の岐阜県幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「（次項において「旧幼保連携型認定子ども園基準条例」という。）」を加え、同項を附則第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 新児童福祉施設基準条例第四十六条第二項（満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）の規定は、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、旧児童福祉施設基準条例第四十六条第二項（満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第三項中「改正後の岐阜県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「（次項において「新児童福祉施設基準条例」という。）」を、「第四十六条第二項」の下に「（満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加え、「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に改め、「改正前の岐阜県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「（次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。）」を加え、同項を附則第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 新認定子ども園認定条例第六条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、旧認定子ども園認定条例第六条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の一項を加える。

7 新幼保連携型認定子ども園基準条例第四条第三項（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）の規定は、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、適用しない。この場合において、旧幼保連携型認定子ども園基準条例第四条第三項（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、第一条の規定による改正後の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例第五条の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第三条の規定による改正後の岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

提 案 説 明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、認定こども園の学級の編制基準を変更する等のため、この条例を定めようとする。

